

次世代電子情報利活用推進フォーラム 運営規則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、「次世代電子情報利活用推進フォーラム」(略称：次世代フォーラム)と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、電子情報利活用にかかる技術、運用、および制度によるネット社会の安全、信頼の実現に関心を持つ産業界、学界が結集し、中立的な立場で、企業間・業界間の情報連携を促進しながら、次世代の電子情報利活用を推進するため、次世代の電子情報利活用の新しい仕組みやその課題、新たなサービス・ビジネスの可能性等について広く研究することなどを通じて、安全で信頼性の高いネット社会のあらたなステージの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 次世代の電子情報利活用に関する研究会活動
- (2) 次世代の電子情報利活用に関する新たな産業や事業創出を目的とした会員間および政府等機関を交えた情報交流活動
- (3) セミナー開催およびニュースレター発行等による会員等への情報提供活動
- (4) 前各号に掲げる活動成果等に関する普及・広報活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第 4 条 本会の運営および事業の実施に関する事務は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(英字名称：J I P D E C)が行う。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の目的および事業に賛同する企業、団体および有識者は、別途定める所定の手続きを経て、本会の会員になることができる。

- (1) 次世代フォーラムの目的及び趣旨に賛同し、次世代フォーラムで設置される委員会や作業部会等の活動に専門家を派遣する等、積極的に参加しようとする意思を有し、次世代フォーラムの実施に必要な経費を負担する企業及び団体
- (2) 次世代フォーラムの目的及び趣旨に賛同し、その実施に貢献することが期待される学識経験者等の個人
- (3) J I P D E C 賛助会員

(会員の権利および義務)

第6条 会員は、会員間や政府機関等との情報交流活動への参加、および、本会によるセミナー、ニュース等の情報サービスを受けることができる。

2. 第3条で定める各研究会に参加することができる。

3. 会員は、本会の活動に参加するとともに、1事業年度につき、下記の会費を納めなければならない。

(1) 法人会員：100,000円(消費税別途)

(2) 有識者会員：免除

(3) JIPDEC賛助会員：免除

(退会および除名)

第7条 会員は、会員の意志により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、原則として退会の1ヵ月前までに退会届を提出しなければならない。

2. 本規則を遵守しないとき又は本会の名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

(1) 会員が1年以上会費を滞納した場合。

(2) 会員として相応しくない行為があった場合。

3. 会員は、退会または除名された後は、第5条及び第6条に定める会員としての権利を失い、退会または除名の前に本会に納入した会費等について何ら請求することはできない。

(研究会等)

第8条 第3条(1)に基づき、本会の下に、研究会等を設置することができる。

2. 研究会等は、原則として会員によって構成するが、必要がある場合には、外部の有識者による座長を置くことができる。

3. 研究会等の細則は、原則として個別に定める。

第5章 事業年度

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 雑則

(その他細則)

第10条 この運営規則に定める事項の他、本会の運営に関し必要な事項はJIPDEC事業プログラム制度で設置するアドバイザリ会議の助言のもと、JIPDECにて決定するものとする。

2. 前項に定めるものの他、本会の運営に関わる事項は、JIPDECの事業プログラム制度に関する規定の定めるところによる。

附 則 (22情報開活第47号)

(施行期日)

第1条 本運営則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（22情報経活第455号）

本運営則の変更は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（24情報経活第293号）

本運営則の変更は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（25情報経広第132号）

本運営則の変更は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（2019情報経・研 第135号）

本運営則の変更は令和2年4月1日から適用する。